

区分	<input type="checkbox"/> 新規 ■ 再提案 (R 4・4・14 第150回総会 ; 上田市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設	
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部（建築住宅課） <input type="checkbox"/> その他 名称			
件名	16 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る 補助対象項目の復活について			
提案市	上田市			
提案要旨	<p>住宅新築資金等貸付事業を実施した市町村に対して交付される長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金は、同交付要綱において、督促等に要する経費及び強制執行の申立て等に要する経費等8項目が補助対象とされているが、このうち、「未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」等の3項目については補助対象外とされており、市町村の財政負担軽減のため、補助対象項目の復活を引き続き要望する。</p>			
提案理由	<p>住宅新築資金等貸付事業は、歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るために実施された事業である。国においては、貸付主体である市町村の財政負担の実情にかんがみ、同事業の円滑な推進を図るために、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金により、都道府県が市町村に対し行う助成に対し、その経費の一部を補助しており、長野県においては、「長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付している（補助率3/4以内（うち国2/3、県1/3））。</p> <p>しかしながら、長野県においては平成16年度以降、「長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱」第4に規定されている8項目のうち「(6)未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」、「(7)災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額」及び「(8)その他知事が特に必要と認める経費」の3項目については補助対象外となっている。</p>			
現況及び課題等	<p>上田市として、回収不能案件については、債権管理条例の規定に基づき債権放棄し、取立て訴訟や担保権の実行などの法的手続きを可能な案件については、手続きを進めていく予定である。「差押え財産の換金性」、「競売の場合の配当順位」等の要因により、未償還額と強制執行等による取立て額との差額が発生することが見込まれる。</p>			
関係法令	<p>(国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱 (県) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱</p>			